

企業年金にゆうす

2019－No. 5

もくじ

理事長挨拶	2
代議員の交替のお知らせ	3
資産運用の高度化および 分散投資の検討について	3
平成30年度決算等の概要	4
現行制度の拡充等に関するアンケートの実施結果 と今後の対応について	6



Italy photo by. Tetsuo Ota (Best Inc.)



去る7月19日東京金属事業健保会館で第8回代議員会が開催されました。

当日は、平成30年度決算と、決算結果を踏まえた財政検証結果について審議が行われました。また、本年3月末から4月末にかけて全事業主を対象に行った「現行制度の拡充等に関するアンケート」の実施結果と、それを踏まえた今後の対応方針について審議が行われました。このほか、資産運用の高度化および分散投資の検討を進めていくことについて意見が交わされ、提出議案の全てについて全会一致をもって議決承認されました。

本号では、これら第8回代議員会における議題を中心にその概要をお知らせいたします。

第8回代議員会 理事長挨拶（要旨）

皆様にはご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。
また、平素は、当基金の事業運営に格別のご理解とご支援を賜っており、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

今年の梅雨は傘を手放せない日々が続いておりますが、梅雨明けも近いようでございます。予報では昨年のような殺人的猛暑にはならないようですが、梅雨が明けますと本格的な夏がやってまいりますので、皆さまには、熱中症対策など、体調管理にはくれぐれもご留意いただきたいと思います。

さて、本日は、平成30年度決算についてご審議いただくほか、先般実施した「現行制度の拡充等に関するアンケート」の結果と、これを踏まえた今後の対応方針等についてお諮りさせていただくこととしております。

あさって参議院選挙の投開票が行われますが、ご承知のように、「2000万円の老後資金不足問題」を契機に、今回の選挙の争点の一つにもなった年金制度の在り方や、労働人口が減少していく中、受給者を支える側である従業員の継続雇用の延長がクローズアップされております。

政府は、既に70歳までの継続雇用の方針を打ち出しており、そうした中、当基金の今の制度は、現在の継続雇用制度との平仄が取れていない状況にございます。詳しくはこの後説明させていただきますが、私としては、少なくとも、65歳までの継続雇用制度に対応するための整備が必要と考えており、本日はそのための提案をさせていただくこととしております。

皆さまには、当基金の制度が、企業年金として今後どうあるべきかといった視点からご意見をいただければ幸いです。

最後になりますが、本日の会議が、活発な議論の下、有意義なものとなりますことを祈念いたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

代議員の交替のお知らせ

本年2月20日に急逝された選定代議員 留場 彊 氏（徳力精工株式会社）の後任に、同社の山蔭 剛志 氏が選定されました。

東京金属事業企業年金基金の代議員の方々（敬称略）

〈2019.7.19現在〉

選定代議員			互選代議員		
役 職	氏 名	事業所名	役 職	氏 名	事業所名
理事長	石川 隆一	石徳螺子株式会社	理 事	太田 哲郎	株式会社ベスト
副理事長	西 正信	株式会社やまびこ	理 事	鈴木 保之	エトー株式会社
理 事	酒井 豊	東京金属事業企業年金基金	理 事	森辻 英樹	アトムリビンテック株式会社
監 事	小林 秀之	秀邦金属株式会社	監 事	竹内 則康	株式会社竹内工業所
代議員	藤田 学	東京金属事業健康保険組合	代議員	末永 正明	水戸工業株式会社
代議員	山蔭 剛志	徳力精工株式会社	代議員	庭山 理	櫻金属工業株式会社
代議員	高山 進好	株式会社東邦製作所	代議員	中出 博	株式会社中出製作所

資産運用の高度化および分散投資の検討について

当基金の運用は、現在、資産規模の制約から、市場ベンチマーク並みの収益獲得を目指す四資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）によるパッシブ運用のみとなっています。しかしながら、市場の値動きに追従するパッシブ運用は、コストが低くて済むというメリットがある一方、平成29年度、平成30年度の結果からも明らかなように、株価の大幅下落など、市場でクラッシュが起きると、その影響をまともに受けるというデメリットを有しています。

足元の市場環境は、依然不透明な米中貿易協議の行方など、懸念材料が山積しボラティリティも高まりつつあります。こうした中、当基金は、平成30年度決算の結果まだ繰越剰余金を有するものの、2019年度の運用結果次第では2020年度の財政再計算を前に不足金を抱える状態となることも危惧されることから、第8回代議員会では、できるだけリスクを分散することで資産運用の安定化を図るための検討に着手することが議決されました。具体的には、9月以降、資産運用委員会において、ポートフォリオの見直し、新規導入ファンドの検討など、所要の検討を行い、具体案を来年2月の次回代議員会までに取りまとめることとされました。

（参考）資産運用の高度化のイメージ ～DB基金創設当時の考え方～

資産規模	運用対象資産
現在 ～20億円	四資産パッシブ+ヘッジ外債
～50億円	アクティブファンド など
～100億円	オルタナティブ(高流動タイプ)など
100億円～	オルタナティブ(低流動タイプ)など

平成30年度 決算等の概要

第8回代議員会において、平成30年度事業報告および決算が全会一致で承認されました。また、決算では、年金資産の積立状況を確認して年金財政の検証を行う財政検証を実施しました。以下では、平成30年度決算等の概要をお知らせいたします。

なお、当基金の平成30年度事業報告および決算等の詳細については、別添の「平成30年度業務概況報告書」(REVIEW OF OPERATIONS IN FISCAL 2018)をご参照ください。

年金経理

年金経理は、掛金収入や資産の運用による運用収益、年金・一時金の給付費などを管理する会計です。

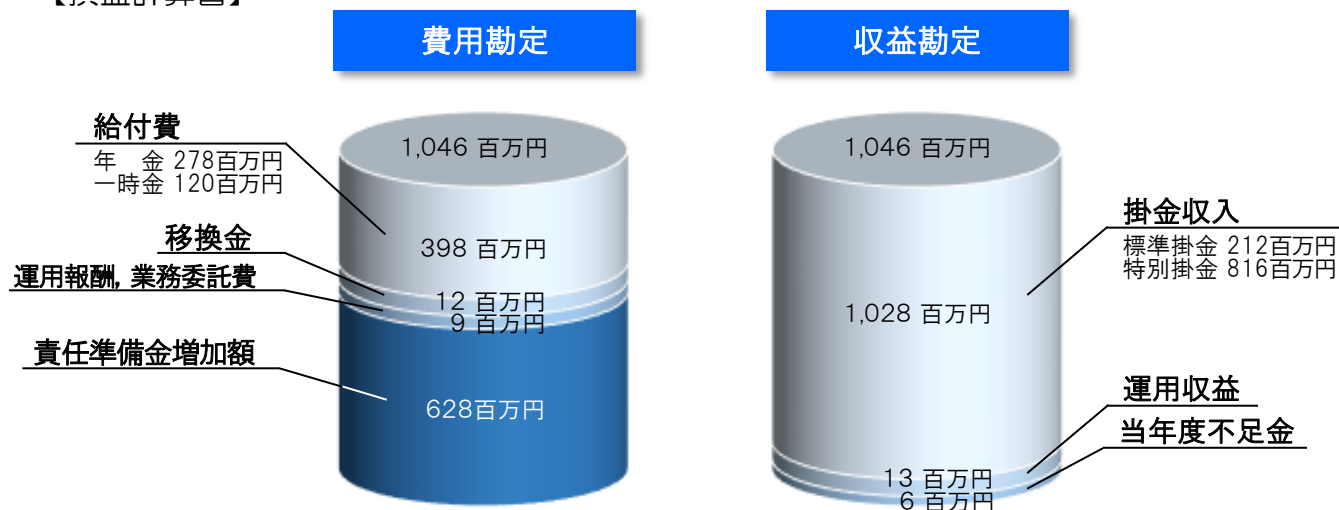
収益は、標準掛金2億12百万円、特別掛金8億16百万円を合わせ掛金収入が10億28百万円、運用収益が13百万円で合計10億46百万円となりました。

一方、費用は、年金・一時金の給付費が3億98百万円、他制度への移換金12百万円、運用報酬2百万円、業務委託費7百万円で、経常費用計は4億19百万円となりました。

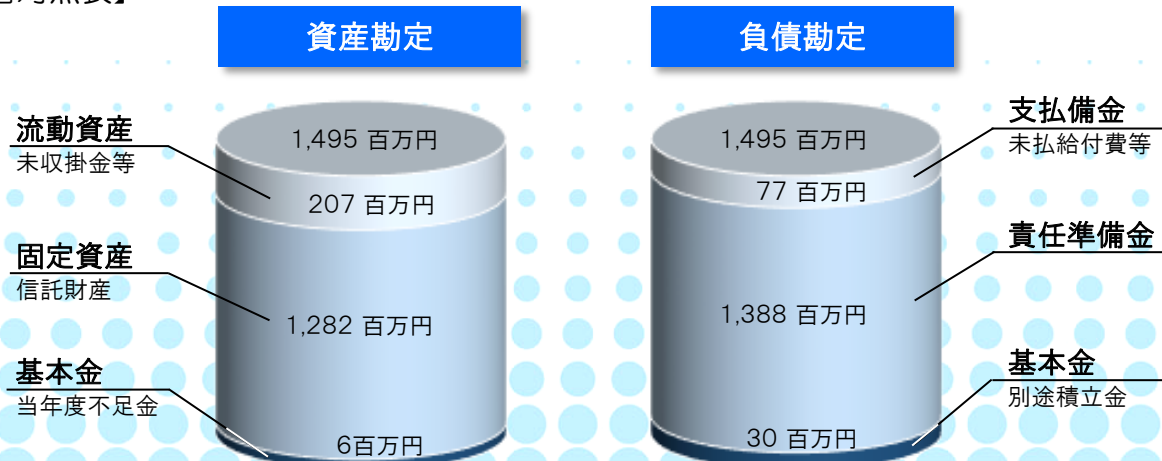
負債の変動に伴う費用として責任準備金増加額6億28百万円を計上しておりますが、これは実際にはキャッシュアウトを伴わない年金数理上の費用科目です。

なお、平成30年度の運用収益は1.22%と、予定利回りの2.0%を下回ったため、6百万円の当年度不足金を計上し、これについては、別途積立金30百万円を取崩し処分することとしました。

【損益計算書】



【貸借対照表】

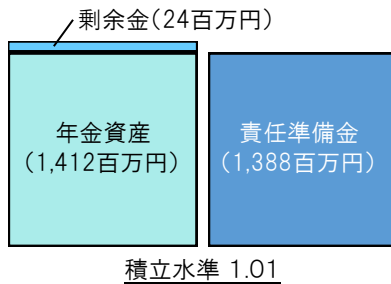


財政検証

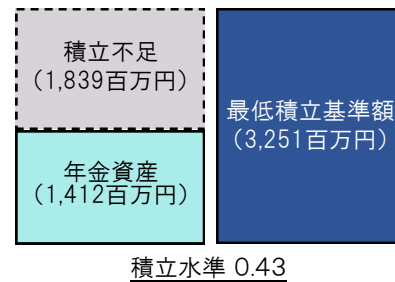
基金の毎年の決算では、財政検証によって積立状況を確認します。

積立状況のチェックは、①制度が今後とも継続する前提で、現時点の積立状況に問題ないかどうかを検証する「継続基準」と、②制度が現時点で終了する前提で、現在までの加入期間に見合った給付を賄う資産が確保されているかどうかを検証する「非継続基準」の2つの基準によって行い、いずれも積立水準1.0以上がクリアの要件となります。検証の結果は以下のとおりです。継続基準では、年金資産が必要積立金を上回っていることから基準をクリアしています。一方、非継続基準については、外形上基準に抵触していますが、これは特別掛金を7年償却としている制度設計に起因するもので、毎年特別掛金の償却が進み、資産が積み上げればこの状態は解消されるため問題はありません。

【①継続基準】



【②非継続基準】



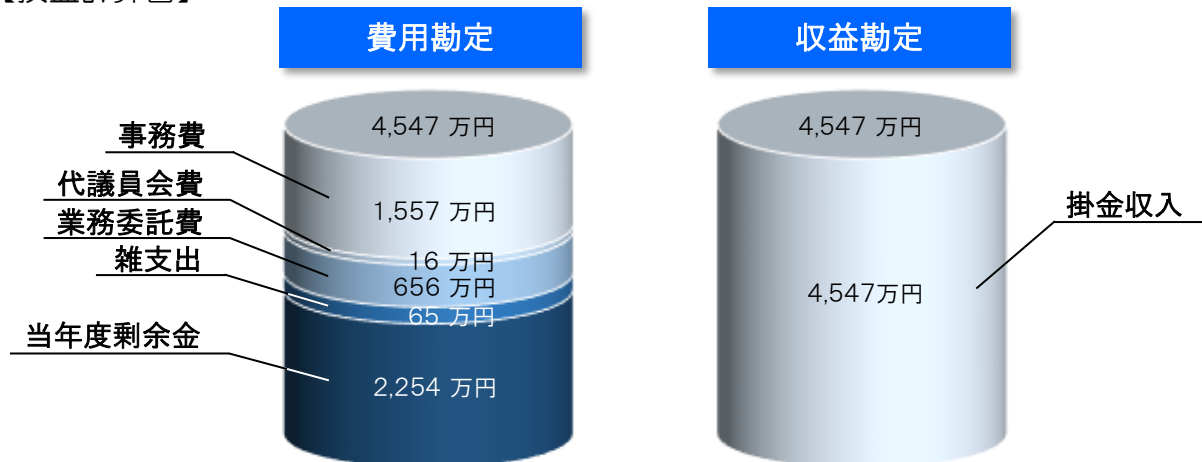
業務経理

業務経理は、基金の事業運営に要する事務費、代議員会に係る経費などを管理する会計です。

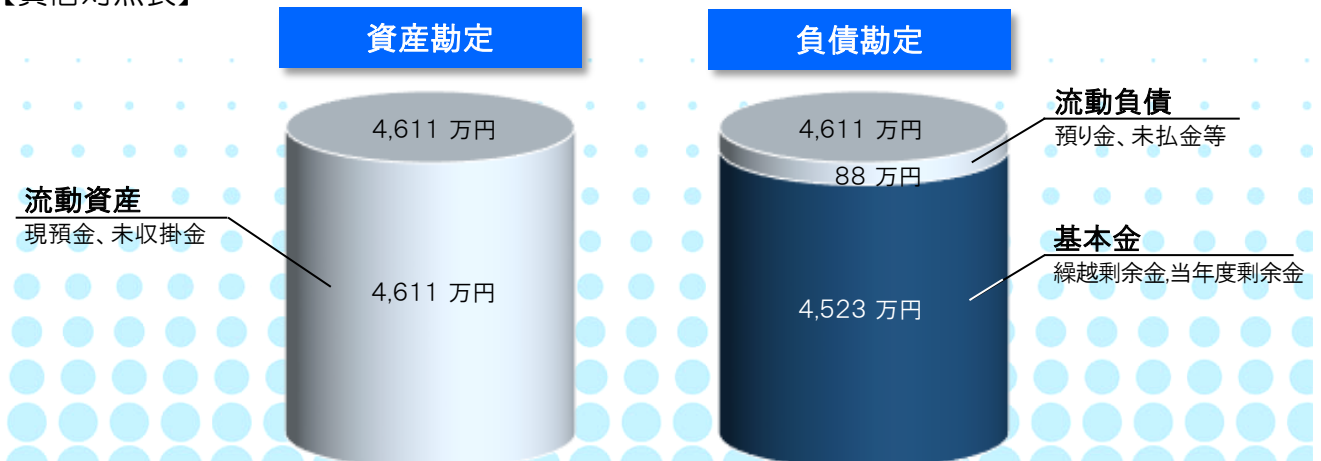
収益は、事務費掛金収入の4,547万円となりました。

一方、費用は、人件費を含めた事務執行経費の事務費が1,557万円、代議員会費16万円、業務委託費656万円のほか、掛金収納代行委託手数料等の雑支出が65万円で、費用合計は2,293万円となりました。この結果、業務経理では、2,254万円の当年度剰余金を計上いたしました。

【損益計算書】



【貸借対照表】

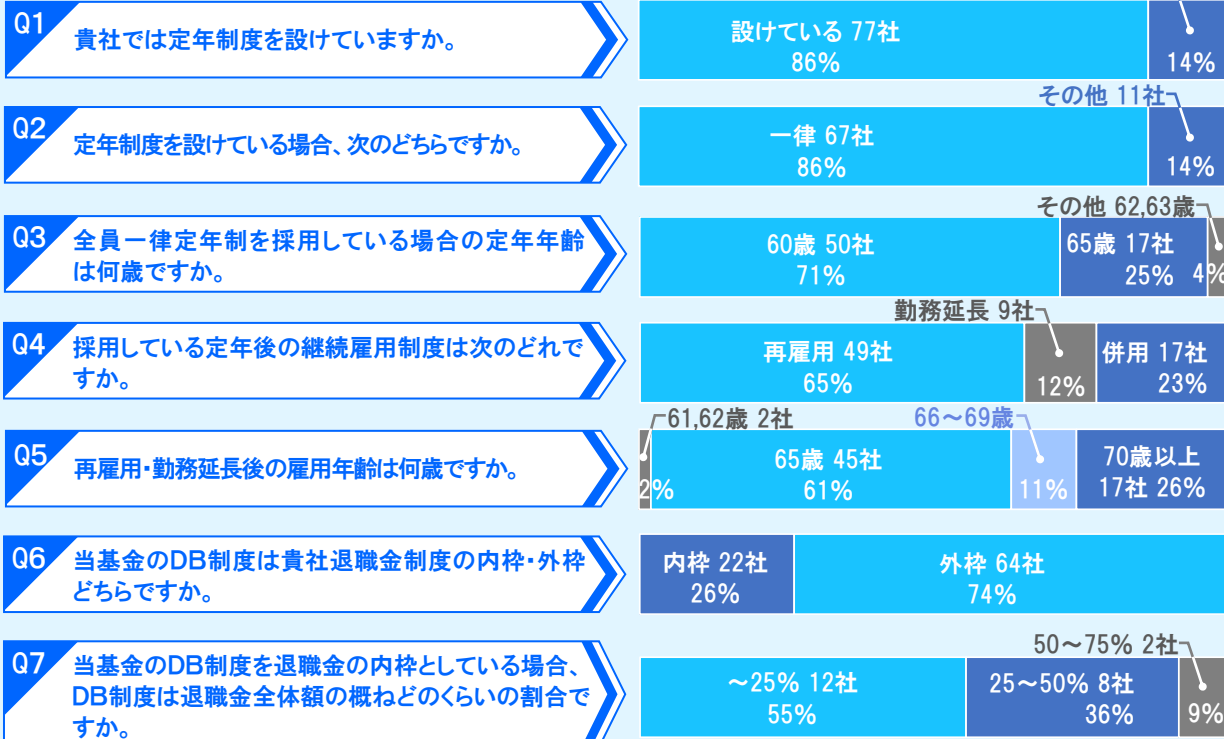


現行制度の拡充等に関するアンケートの実施結果と 今後の対応について

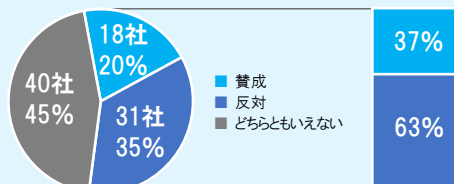
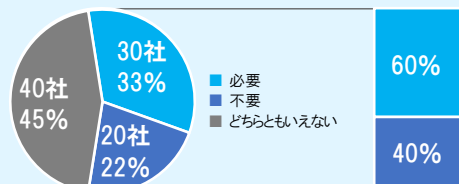
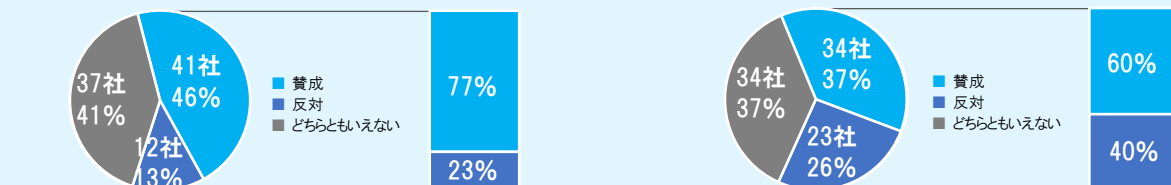
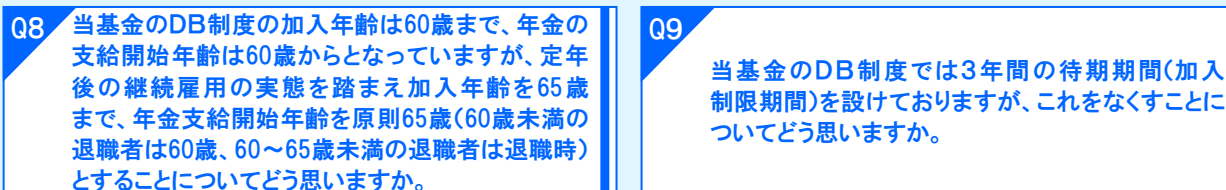
当基金では、現行制度が65歳までの継続雇用等の実態に合致しておらず、これを改善してもらいたいとの要望が多数寄せられていることを踏まえ、標記アンケートを実施させていただきました。その結果、加入事業所110社中、91社（回答率82.7%）から回答をお寄せいただきました。実施結果と、それを踏まえ第8回代議員会で議決承認された対応方針をお知らせいたします。

1 | アンケートの実施結果

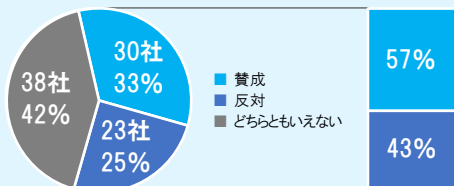
(1) 継続雇用・退職給付制度関係



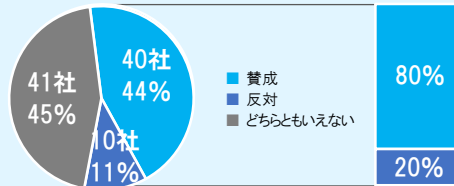
(2) 現行制度の拡充関係



Q12 当基金のDB掛金は事業所ごとに全員一律の加入口数となっていますが、これを勤続年数や職能など、社内のある一定ルールに基づき設定できるよう、口数設定方法を弾力化することについてどう思いますか。



Q13 加入事業所が東京都以外の道府県に多数所在している現状を踏まえるとともに、今後他県の事業所が加入しやすいよう、基金名称から「東京」を外すなど、名称を変更することについてどう思いますか。



2 | 他基金の現状

以下は、平成26年4月から平成30年12月までの間に厚生年金基金からDB制度に移行した110の総合型DB基金の制度内容を示したものです。加入年齢、年金開始年齢について、大半の基金では65歳（もしくは70歳）までの継続雇用を前提とした制度設計となっており、また、待期期間は設けておりません。これらを標準とすれば、当基金の現行制度は標準から乖離している状況にあります。

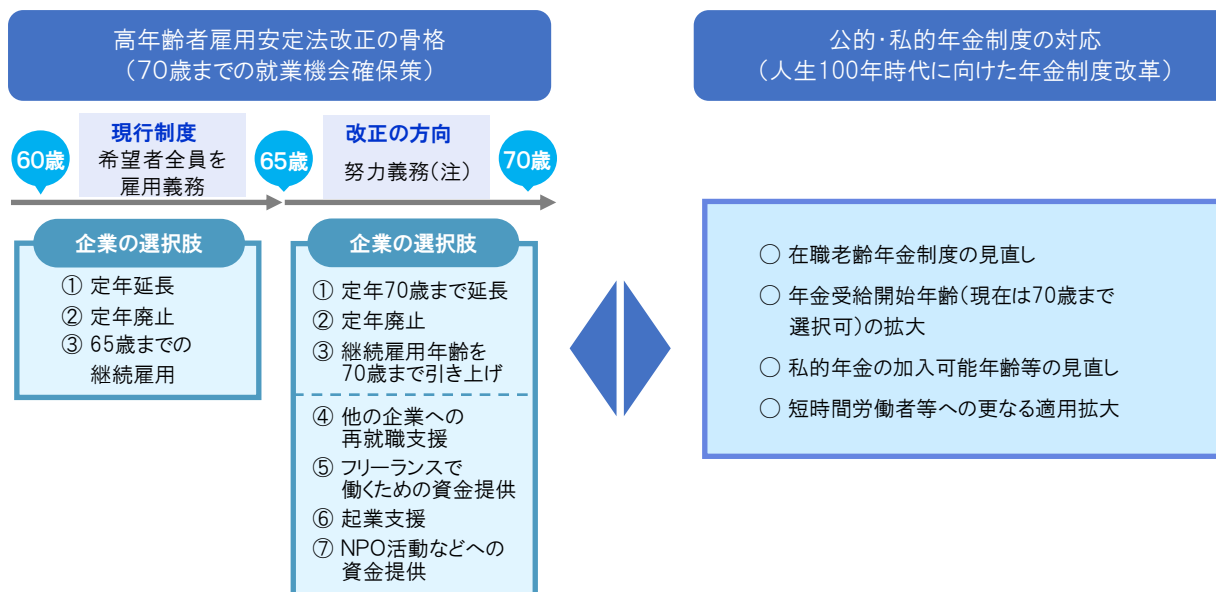
参考 厚生年金基金からDB制度に移行した総合型DB基金の制度内容

加入年齢の上限		待期の有無		年金支給開始年齢	
60歳未満	9基金 (8.2%) 当基金	有	3基金 (2.7%) 当基金	60歳支給	7基金 (6.4%) 当基金
65歳未満	90基金 (81.8%)			60歳～65歳の段階的支給	80基金 (72.7%)
70歳未満	11基金 (10.0%)	無	107基金 (97.3%)	その他 〔50歳台を含む70歳までの段階的支給〕	23基金 (20.9%)

3 | 政府の動き

65歳までの継続雇用を義務付けている現行の高年齢者雇用安定法について、政府は、70歳に引き上げることを柱とする同法の改正を目指しており、同時に企業年金を含めた年金制度の見直しに向けた検討が開始されています。

参考 雇用及び年金制度を巡る政府の方針 ～5月15日未来投資会議（於：総理官邸）資料より～



(注) 努力義務としているが、進捗を踏まえ、義務化のための法改正を検討

4 アンケートの実施結果等を踏まえた対応方針

政府の動向から、このまま現状の制度とした場合には、継続雇用の実態との乖離がなお一層拡大するため、一旦現行の継続雇用制度に沿った制度へ見直すことといたしました。ただし、アンケート結果から、画一的な制度変更は困難なため、①加入上限年齢・年金支給開始年齢、②待期間については、各事業所において制度拡充によるものと、現行どおりのいずれかを選択、③待期間の廃止に伴う特別掛金の設定、④口数設定の弾力化については、希望する事業所において設定、⑤基金名称については、変更を行うことといたしました。

		現行制度	いずれかを選択	
			制度拡充	現行どおり
①	加入上限年齢	60歳未満	65歳未満(※)	60歳未満
	年金支給開始年齢	60歳から	65歳から 60歳未満退職者 60歳から 60～65歳未満退職 退職時	60歳から
②	待期間	3年	廃止 (入社と同時に資格取得)	3年
③	待期間の廃止に伴う特別掛金の設定	—	希望により特別掛金の設定可	
④	口数設定の弾力化	全員一律同口数	希望により勤務年数等に応じた口数設定可	
⑤	基金名称	東京金属事業企業年金基金	変更を行う	

(※)制度拡充前60歳到達により資格喪失した者であって、年金・一時金を受給していない者は65歳まで再加入可。

5 今後のスケジュール

制度の拡充につきましては、2020年10月施行を目指し下記スケジュールにて進めていくこととなりました。

2019年	8月	アンケート結果及び対応方針を加入事業所へフィードバック
	9～12月	制度拡充の各メニューに対する事業所の最終意思確認 各事業所との就業規則等の調整(※)
2020年	2月	代議員会
	3～6月	特別掛金設定事業所に係る数値計算、規約変更案作成
	7月	代議員会 規約変更認可申請
	10月	施行

(※)規約整備の関係上、制度拡充の内容を本則とし、現行どおりとする事業所については、本則のただし書および別表で本則を適用しない旨の規定を設ける必要があり、このため適用除外の根拠となる就業規則等における該当条項などを別表で整備するための調整です。口数設定の弾力化に関しても、勤続年数や役職に応じた設定口数を就業規則等において整備する必要があります。

▶ 前記対応方針のとおり、加入上限年齢(年金支給開始年齢)、待期間設定の有無については、各事業主において、制度拡充後と現行どおりのいずれかを選択していただくこととなります。また、待期を外す場合の特別掛金の設定、口数設定の弾力化については、希望する事業主の任意で設定が可能となります。アンケートにおいて「どちらでもない」を回答された事業主を含め、最終的な意思確認を本年9月以降行わせていただく予定です。事業主の皆さまにはご協力よろしくお願いいたします。

企業年金基金概況

2019年6月末現在

実施事業所数	加入者数	受給者数	年金資産額
112社	4,180人	965人	1,626百万円

発行 東京金属事業企業年金基金

〒101-8571 東京都千代田区岩本町1-11-11 東京金属事業健保会館1階 ☎03-5829-4950

URL <http://www.kinzoku-pf.or.jp/>